

高岡市キャッシュレス決済導入促進支援事業補助金

実施要領

令和8年3月

高岡市産業振興部商業雇用課

【申請書類等提出・問い合わせ先】

高岡市産業振興部商業雇用課

住所：〒933-0029 高岡市御旅屋町 101 御旅屋セリオ 5階

電話：0766-20-1289（直通）

E-mail：shogyo@city.takaoka.lg.jp

I 本事業の概要

1 事業の目的

「高岡市プレミアム付デジタル商品券事業」の幅広い活用を図るとともに、市内事業者を取り巻く事業環境の変化に対応した省力化投資を促すため、キャッシュレス決済端末等の導入を支援します。

2 事業内容

(1) 補助対象事業者

以下のいずれにも該当する方

①市内で事業所(※)を営む中小企業者(個人事業主を含む。)

(※) 事業所とは、消費者と対面で金銭の授受を行う店舗、事務所、または営業所等をいいます。

②令和8年4月1日以降に新たに「高岡市プレミアム付デジタル商品券」の指定決済サービス(PayPay)または同決済サービスを含むマルチキャッシュレス決済端末を導入(※)し、令和8年9月30日までに本商品券の取り扱いを行う方

(※) 導入日は、決済事業者による審査が完了した日(決済事業者から審査完了や利用可能を通知された日)をもって判定します。

③商品券指定決済サービスまたは同決済サービスを含むマルチキャッシュレス決済端末を導入から1年以上継続して利用する者

【補助対象外事業者】

ただし、次に掲げる方は、補助対象者となることはできません。

①納期の到来している市税を滞納している方

②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の適用を受ける事業を営んでいる方またはこれから営もうとする方

③射幸的娯楽業及びそれに付帯するサービス業(パチンコホール、射的場、場外馬券売場、風俗関連のサービス業等)を営んでいる方またはこれから営もうとする方

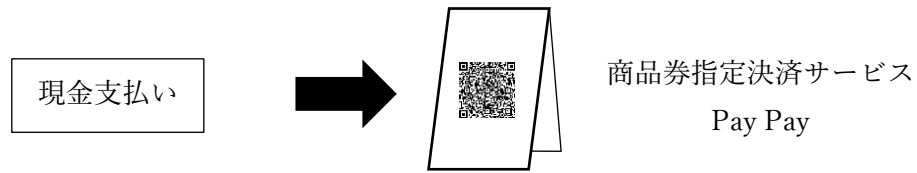
④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に定める暴力団その他集团的にまたは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織及びその構成員の利益となると認められる方

⑤宗教活動または政治活動を目的とする事業者

(2) 補助対象事業

① 単一キャッシュレス決済導入事業

キャッシュレス決済に対応しておらず現金のみを取り扱う事業所が、商品券指定決済サービス (PayPay) を令和 8 年 4 月 1 日以降に導入する事業を言います。

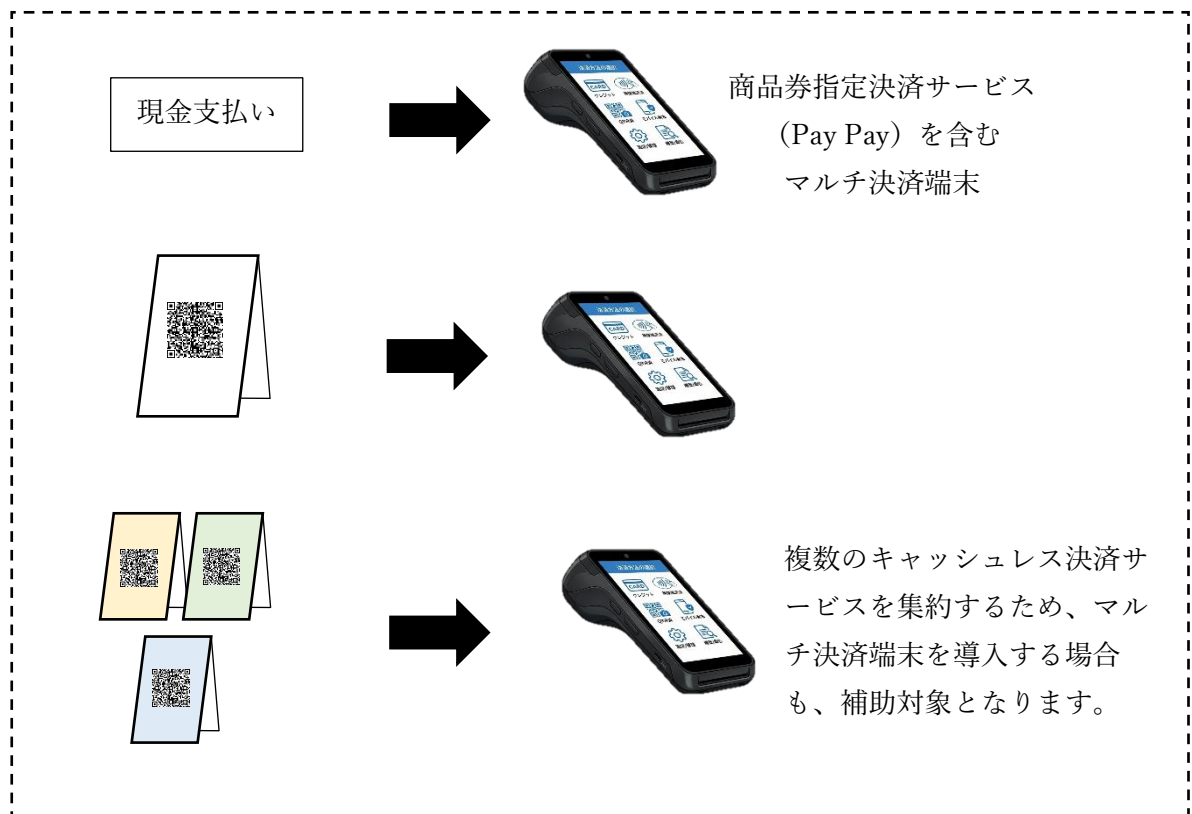


② マルチキャッシュレス決済導入事業

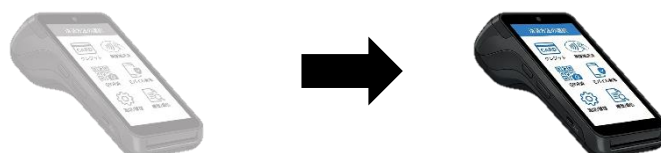
キャッシュレス決済に対応しておらず現金のみを取り扱う事業所、またはいずれかのキャッシュレス決済を導入済みの事業所が、商品券指定決済サービス (PayPay) を含むクレジットカード、二次元コード、電子マネー等、複数のキャッシュレス決済方法に 1 台で対応できる端末を令和 8 年 4 月 1 日以降に導入する事業を言います。

※申請は一事業所につき一回限りです。なお、上記事業を重複して申請することはできず、いずれか一方の事業のみ申請できます。

※補助対象となるケース



※機器更新、乗り換えは対象外



(3) 補助対象経費

- ・令和8年4月1日から令和9年1月31日までに支払を完了した以下の経費とします。
※事業計画の認定前であっても令和8年4月1日以降に導入した経費を含みます。
- ・同一の経費について、国、県、市またはその他の団体が実施する他の補助金等と重複して補助を受けることはできません。
- ・補助対象経費の支払は、銀行振込、クレジットカード決済（本人または法人名義に限る。）または売上金との相殺によるものとし、現金による支払は、補助対象外とします。

【補助対象経費】

補助対象事業	補助対象経費
(1) 単一キャッシュレス決済導入事業	①初期導入費 ・備品購入費（キャッシュレス決済端末本体、付属品（暗証番号入力用のキーパッド、電子マネー決済用の非接触リーダライタ、二次元コード・バーコードリーダ）、無線LAN機器の購入費） ・設置工事費（配線工事費、電気工事費、電源設置工事費、通信回線の開設費） ②決済手数料（商品券指定決済サービスの導入の翌月から連続する最大5ヶ月分に限る。）
(2) マルチキャッシュレス決済導入事業	①初期導入費 ・備品購入費（マルチキャッシュレス決済端末本体、付属品（暗証番号入力用のキーパッド、電子マネー決済用の非接触リーダライタ、二次元コード・バーコードリーダ）、無線LAN機器の購入費） ・設置工事費（配線工事費、電気工事費、電源設置工事費、通信回線の開設費） ②決済手数料（商品券指定決済サービスを含むマルチ決済端末の導入の翌月から連続する最大5ヶ月分に限る。）

【留意点】

以下の経費は補助対象外となります。経費について不明な点がある場合は、あらかじめ協議してください。（※実績内容の検査において妥当性が認められない経費については、補助対象から除外します。）

- ①補助対象経費に係る消費税及び地方消費税の額
- ②催事、イベント等において一時的な利用のみを目的として導入する事業経費
- ③リースまたはレンタル契約による導入に係る経費
- ④既存機器（既に導入済みのマルチ決済端末を含む。）の更新、性能向上を目的とした買い替え、または同種の端末への乗り換えに係る費用

- ⑤中古品購入費用
- ⑥1つの事業所において、同一の機能を有すると認められる機器等を複数台導入する場合の、その2台目以降の導入費用
- ⑦決済事業者の割引、ポイント利用等により、実際の支払が生じていないもの
- ⑧システム利用料、月額管理費、保守点検費等の運用に係る経費
- ⑨通信費（回線利用料、Wi-Fi通信料等）
- ⑩振込手数料、公租公課、割賦支払による金利相当分

（4）補助率及び補助限度額

補助対象経費の10/10以内とし、補助限度額は次のとおりとします。

①初期導入費

単一キャッシュレス決済導入：5万円

マルチキャッシュレス決済導入：10万円

②決済手数料

5万円（月額上限1万円）

※①、②のいずれも補助対象経費の合計額に1,000円未満の端数が生じた場合はその額を切り捨てるものとします。

※経費の支払は、令和9年1月31日までに完了したものに限ります。

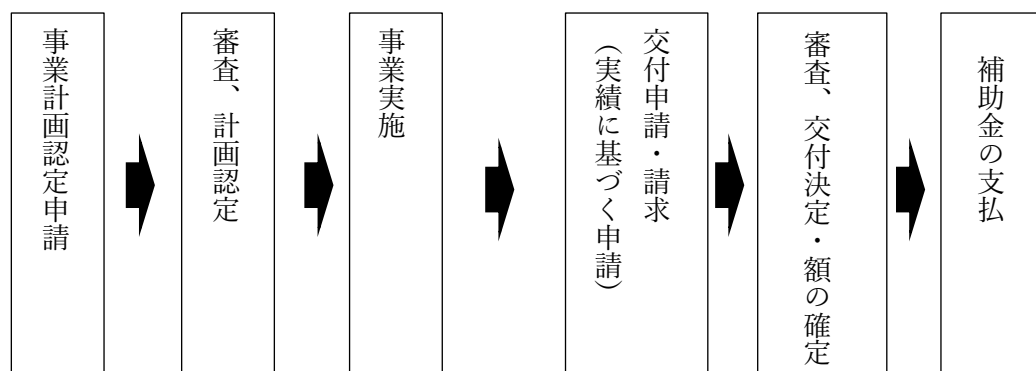
（5）事業実施対象期間

令和8年4月1日（水）から令和8年12月31日（木）まで

※経費の支払は、令和9年1月31日までに完了したものに限ります。

II 申請手続き等

事業計画認定申請から補助金交付までの流れ



※事業計画認定申請及び交付申請等の様式は、市ホームページからダウンロードしてください。

1 事業計画認定申請

(1) 申請書類

- ①事業計画認定申請書（様式第1号）
- ②誓約書兼同意書（様式第1号の2）
- ③見積書の写し
- ④補助対象経費の内容が確認できる書類（キャッシュレス決済端末等のカタログ等）
- ⑤市内で事業等を行っていることが分かる書類（事業所名及び所在地が確認できるホームページやパンフレットのコピー、開業届、確定申告書の写し等）

※用紙サイズは日本産業規格A4判で統一してください。

(2) 提出方法

以下の電子申請フォームから事業計画認定申請の手続きを行ってください。

【電子申請フォーム URL】 ※令和8年4月1日開設

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=j3TKO2bV>



(3) 申請期間

令和8年4月1日（水）～令和8年7月31日（金）

※7月31日（金）23時59分までに、受信した申請を受け付けます。

※ただし、期間の途中であっても予算額に達した場合、受付を締め切ります。

※電子申請後に登録メールアドレス宛に送信される「受付完了メール」は、電子申請のデータを受領したことをお知らせするものであり、補助金の交付を確約するものではありません。予算の確保に関する連絡は、書類審査後に送付する「事業計画認定通知書」をもって行います。

2 事業計画認定通知

事業計画認定申請の受付後に順次審査を行い、適正な申請書類と認められれば、市から認定通知書を申請者住所へ郵送します。（目安：電子申請受付後、2週間以内）

3 事業実施

- ・補助の対象となる事業は、令和8年4月1日（水）から令和8年12月31日（木）までに実施し、経費の支払を令和9年1月31日までに完了したものに限りま。
- ・補助対象外の経費との混合払いは行わないでください。やむを得ず、混合払いをした場合は、対象経費が特定できるように、該当箇所にマーキング等を行い、補助対象外経費以外の支払い関係書類と併せて提出してください。

4 事業の変更・中止

- ・認定を受けた事業計画について、補助対象経費（初期導入費に限る。）の額に20パーセントを超える増減があるとき、または事業を取りやめる（廃止する）場合は、「高岡市キャッシュレス決済導入促進支援事業計画変更（中止・廃止）承認申請書（様式

第3号)」を市へ提出し、承認を受ける必要があります。

- ・補助事業を変更する場合や中止する場合は、あらかじめ市へお問合せください。

5 交付申請兼請求（補助事業の完了にともなう実績報告）

- ・事業完了後30日以内、または令和9年2月1日（月）のいずれか早い日【必着】までに、以下の申請書類を郵送または持参により市に提出してください。
- ・補助事業の完了とは、経費に関する支払いが完了した時点であり、全て令和9年1月31日までに完了している必要があります。

※決済手数料を申請する場合には、商品券指定決済サービスまたは同決済サービスを含むマルチキャッシュレス決済端末の審査完了または利用可能の通知を受けた日の翌月から連続する最大5ヶ月分が補助対象となりますので、対象期間の支払いを全て完了した後に申請してください。

（1）申請書類

- ①交付申請書兼請求書（様式第5号）
- ②本事業により導入した決済サービスの導入を証する書類（決済事業者による審査が完了した日（決済事業者から審査完了や利用可能を通知された日）が確認できる書類等）
- ③補助対象経費の支払実績が確認できる書類（売上金との相殺により領収書が発行されない場合は、当該相殺の事実が明記された月次明細書の写し等）
- ④設置した機器等の写真
※導入した機器等の目立つ箇所に、交付金を活用して取得したことが分かるよう「重点支援地方交付金活用事業（取得年月）」を印字またはシール貼付等により表示してください。
(例) 重点支援地方交付金活用事業（令和8年5月取得）
- ⑤振込先口座を確認できる書類（通帳の写し等）
- ⑥本人確認書類（個人事業主のみ）（運転免許証、マイナンバーカード等）
- ⑦市税に滞納がないことを証する書類
- ⑧暴力団の排除に関する誓約書（様式第5号の2）

※用紙サイズは日本産業規格A4判で統一してください。

（2）提出方法

郵送または商業雇用課へ直接持参 ※電子申請は使用できません。

【提出先・問合せ先】

高岡市商業雇用課（〒933-0029 高岡市御旅屋町101 御旅屋セリオ5階）

電話：0766-20-1289（直通）

※直接持参の場合は、あらかじめ商業雇用課に電話連絡の上、午前8時30分から午後5時15分までにお越しください。（土日祝を除く）

(3) 申請期間

事業完了後 30 日以内、または令和 9 年 2 月 1 日（月）のいずれか早い日【必着】まで

6 交付決定兼額の確定、補助金の交付

- ・提出書類を市で確認し、内容に不備等がなければ、「交付決定及び額の確定通知書」を申請者住所に郵送した上、補助金を交付します。（補助金の交付は、適正な申請書類等の受理後 3 週間程度で指定口座に振り込みます。）
※不備等があれば、電話、メール等でご連絡いたします。

Ⅲ その他留意事項

1 補助金の不正行為に対する処分について

補助事業者が偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けた場合や補助金の目的外使用、または市長の承認を得ずして財産を処分したときは、交付決定を取り消し、補助事業者に対してその全部または一部を返還させることがあります。

2 検査

- ・補助事業の適正な執行を期するため、市が補助事業実施対象期間中及び完了後に実地検査に入ることができます。
- ・また、本補助金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（重点支援地方交付金）を活用した事業であるため、会計検査院が実地検査に入ることがあります。
- ・検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合には、これに従わなければなりません。

3 補助事業者の責務

- ・補助事業に係る会計帳簿及び証拠書類を整理し、補助金の完了日の属する会計年度の翌年度から 5 年間保存する必要があります。
- ・補助事業により取得した財産について、台帳を備え、保管状況を明らかにし善良な管理者の注意をもって適切に管理する必要があります。
- ・補助対象となった機器等の目立つ箇所に、交付金を活用して取得したものである旨（重点支援地方交付金活用事業（取得年月））を印字またはシール貼付等により表示する必要があります。

【財産処分制限等】

- ・補助事業者は、取得財産のうち、取得価格または効用の増加額が 50 万円以上の機械、器具及び備品等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数を経過する前に、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、処分等をしてはいけません。
- ・補助事業者は、市長の承認を受ける場合は、あらかじめ「高岡市キャッシュレス決済導

入促進支援事業補助金取得財産処分承認申請書（様式第7号）」を市長へ提出する必要があります。

【実施効果の報告】

- ・本補助金の効果を把握するため、補助事業の完了日以降に調査を行うことがあります。求めに応じ、補助事業に係る効果の状況を報告してください。
- ・また、この補助金は、商品券指定決済サービスまたは同決済サービスを含むマルチキャッシュレス決済端末を導入から1年以上継続して利用いただくことが条件となります。補助事業終了後、継続利用の確認を目的として調査をする場合がありますので、ご承知ください。